

トピック

裁判員等選任手続きのいろは

刑事弁護委員会委員 鵜飼 裕未 (70期)

1 はじめに

本稿は、裁判員等選任手続きを経験したことのない読者に向けて、選任手続きの基本的な流れを説明するものである。選任手続きについては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という）と、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下「規則」という）に定められている。

2 選任手続き当日の流れ

まず、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の運用について筆者の経験を基に記載する。感染拡大後の運用については後に触れる。

選任手続きは、弁護人が初めて裁判員に会う場である。弁護人の第一印象にも気を配るべきであり、服装についても裁判員裁判の公判と同様に考えるべきであろう。

当日はまず、弁護人は個別質問室に行く。個別質問室は、東京地方裁判所に日比谷公園側の入口から入り、右手の階段を上った2階にある。2階は建物の南側と北側がつながっていないため注意が必要である。

個別質問室とドア1枚を隔てて全体質問室がある。全体質問室に裁判員候補者が待機している。

全体質問室で、当日出頭した裁判員候補者が当日質問票の記載等を行う。

その間、弁護人は、個別質問室で、裁判員候補者から提出された事前質問票を閲覧することができる。

事前質問票は、裁判員候補者が、欠格事由・就職

禁止事由・不適格事由等に該当しないか、不公平な裁判をするおそれがないか等の判断に必要な質問とその回答等が記載されているもので、選任手続き日に先だって回収されている（法30条、規則22条）。

裁判員候補者の受付が終わると、弁護人にも、座席表が渡される。座席表には、各席について、受付番号と候補者番号が記載されている。事前質問票等と照らせばどの席に誰が座っているかがわかる。なお、以後の選任手続きでは、裁判員を特定する際には受付番号を使用する。後記の理由を示さない不選任の請求も受付番号を用いて請求する。

3 全体質問室・個別質問室での各質問

その後、裁判官と弁護人と検察官は全体質問室に移動する。そこで、まず、各々簡単に自己紹介するか、あるいは裁判長がそれぞれを紹介する。

その後、まず裁判長が、全体質問室で裁判員候補者全員に向けて質問する。

裁判官と弁護人と検察官は個別質問室に戻り、必要に応じて個別質問室に裁判員候補者を1人ずつ呼び、個別に質問をする（法34条1項）。

なお、弁護人も、裁判長に対し、欠格事由・就職禁止事由・不適格事由等に該当しないか、不公平な裁判をするおそれがないか等の判断をするために必要と思料する質問を裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができる。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとされている（法34条2項）。

4 理由を示さない不選任の請求について

検察官と被告人は、それぞれ理由を示さない不選任を請求する権利が認められており、裁判員と補充裁判員の人数に応じ、各4人～7人認められる（法36条1項、2項）。弁護人も被告人のために理由を示さない不選任の請求ができるが、被告人の明示した意思に反することはできない（法36条4項・刑事訴訟法21条2項）。検察官から順に、交互に1人ずつ請求する（規則34条1項、3項）。

その後、くじで裁判員と補充裁判員が選ばれる。

5 立証責任・証明基準の説明について

選ばれた裁判員と補充裁判員は個別質問室に呼ばれる。

裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、裁判員及び補充裁判員の権限、義務のほか、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者及び事実の認定に必要な証明の程度について説明する（法39条1項、規則36条）。

弁護人は、冒頭陳述や弁論で立証責任・証明基準について説明する時には、この裁判長の説明を前提に行うべきである。そうすることによって、弁護人に対する信頼感が増すことを期待できる。逆に、裁判長の説明内容と矛盾すると受け取られるような説明をしてしまうと、弁護人に対する信頼が失われるおそれがある。

なお、最高裁判所が説明例を公開している（最高裁判所刑事規則制定諮問委員会（平成19年5月23日開催）配布資料「39条の説明例」）。インターネット上でも入手できる*1。予めこの説明例を読んでおき、実際の裁判長の説明の仕方がこの例とは異なる場合にはメモを取ると良いだろう。

その後、裁判員及び補充裁判員は宣誓を行い（法39条2項）、検察官と弁護人は退室する。

6 新型コロナウイルス感染症拡大後の運用

運用はその時々、また裁判体によっても異なると思われるが、筆者の経験を共有する。

刑弁でGO！第91回「法廷マスク問題」にも記載されているが、マスク着用ではなく他の手段を講ずることについて、選任手続きで弁護人から直接裁判員に説明するよう要請する裁判体もある（裁判体によっては裁判長が説明する場合もある）。なぜ代替措置をとりたいと考えているのか、マスク着用をしない代わりにどのような配慮をするのか、端的に説明する準備をしておくべきである。

全体質問室で裁判員候補者は距離をとって座っている。従来は、全体質問室で、検察官2人が並び、真ん中に裁判官3人が並び、弁護人が2人並んでいた。しかし、距離を取って座っている際に、このような立ち方をすると、遠い位置に座っている裁判員候補者の様子を見ることはできない。裁判員候補者の様子も見たいと考える場合には、弁護人が左右に分かれて立ちたいと裁判長に要請することが考えられる。

なお、立証責任・証明基準の説明について、個別質問室ではなく全体質問室で行われることもある。その場合、メモするためには、全体質問室に行く際に筆記具を持参する必要がある。

7 おわりに

筆者自身、初めての選任手続き期日は、流れを理解しておらず、戸惑ってしまった記憶がある。本稿が読者の一助になれば幸いである。

*1：<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/file2/80101018.pdf>